

平成 28 年第 3 回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

議案

議案第 75 号

佐伯市情報ネットワーク施設条例の一部改正について

平成 29 年度に市内各戸へ防災・行政ラジオを配布することに伴い、平成 28 年度末をもって電話サービス（告知放送端末機及び電話機）を廃止しようとするものである。

議案第 76 号

佐伯市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

消防団員の定数について、現在の実員数と条例の団員の定数に開きがあるため、現状に応じた人数にしようとするものである。条例の消防団員の定数「2,080 人」を「1,880 人」に変更する。

議案第 77 号

工事請負契約の締結について（平成 28 年度佐伯市防災情報システム整備工事）

平成 28 年度佐伯市防災情報システム整備工事に係る工事請負契約を締結することについて、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

- ◎入札方式 要件設定型一般競争入札（事後審査型）
- ◎工期 395 日間
- ◎予定価格 301,914,000 円（税抜き 279,550,000 円）
- ◎調査基準価格 271,722,600 円（税抜き 251,595,000 円）
- ◎入札業者及び入札金額（消費税を含まない金額）
 - 日本無線（株）大分営業所 268,000,000 円（落札）
- ◎契約の相手方及び契約金額（消費税を含む金額）
 - 大分市王子町 7 番 1 号
 - 日本無線株式会社 大分営業所
 - 所長 内山竜二 289,440,000 円
 - (落札率 95.87%)

議案第 78 号

工事請負契約の締結について（平成 28 年度佐伯市防災・行政ラジオシステム整備工事）

平成 28 年度佐伯市防災・行政ラジオシステム整備工事に係る工事請負契約を締結することについて、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条

例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

- ◎入札方式 要件設定型一般競争入札（事後審査型）
- ◎工期 平成30年3月15日まで
- ◎予定価格 497,415,600円（税抜き 460,570,000円）
- ◎調査基準価格 447,674,040円（税抜き 414,513,000円）
- ◎入札業者及び入札金額（消費税を含まない金額）
 - (株) 九電工 大分支店 386,580,000円（落札）
 - 電気興業（株） 九州支店 386,670,000円
 - (株) エヌエイケアイテック 大分事業所 失格
 - 富士通ネットワークソリューションズ(株)九州支店 失格
 - 日本コムシス（株） 九州支店 失格
- ◎契約の相手方及び契約金額（消費税を含む金額）
 - 大分市花津留2丁目25番16号
 - 株式会社九電工 大分支店
 - 理事支店長 竹中休義 417,506,400円
 - (落札率 83.94%)

議案第79号

工事請負契約の締結について（平成28年度佐伯市蒲江振興局庁舎建設（建築主体）工事）

平成28年度佐伯市蒲江振興局庁舎建設（建築主体）工事に係る工事請負契約を締結することについて、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

- ◎入札方式 要件設定型一般競争入札（事後審査型）
- ◎工期 平成29年8月11日まで
- ◎予定価格 293,425,200円（税抜き 271,690,000円）
- ◎最低制限価格 264,082,680円（税抜き 244,521,000円）
- ◎入札業者及び入札金額（消費税を含まない金額）
 - (株) ヤマト富永工務店 268,900,000円（落札）
 - 谷川建設工業（株） 270,650,000円
 - (株) 疋田建築 270,800,000円
- ◎契約の相手方及び契約金額（消費税を含む金額）
 - 佐伯市弥生大字大坂本36番地
 - 株式会社ヤマト富永工務店
 - 代表取締役 富永 覚 290,412,000円
 - (落札率 98.97%)

議案第 80 号

財産の売却について（旧佐伯市つるみ山荘）

旧佐伯市つるみ山荘の土地及び建物を売却しようとするものである。

- ◎売却する建物 大分県由布市湯布院町川北字山伏堂 989 番地 1、989 番地 2、990 番地 1
鉄筋コンクリート造スレートぶき 2 階建 667.46 m²
- ◎売却する土地 6,478.26 m²
- (内訳) 大分県由布市湯布院町川北字山伏堂 988 番 2 雑種地 63.71 m²
大分県由布市湯布院町川北字山伏堂 989 番 1 宅地 771.77 m²
大分県由布市湯布院町川北字山伏堂 989 番 2 宅地 387.07 m²
大分県由布市湯布院町川北字山伏堂 990 番 1 宅地 1,038.12 m²
大分県由布市湯布院町川北字山伏堂 992 番 2 雑種地 1,856.99 m²
大分県由布市湯布院町川北字山伏堂 993 番 雑種地 2,360.60 m²
- ◎売却の相手方 大分県由布市湯布院町川北 913 番地 11
株式会社ゆふいん花由 代表取締役 若林健二郎
- ◎売却の目的 市外に所在する本市所有の遊休財産を処分し、その売却益を本市の財源とするため
- ◎売却の方法 一般競争入札
- ◎売却予定価格 80,100,000 円（消費税を含む金額）

議案第 81 号

財産の取得について（高規格救急自動車）

常備消防管理分の高規格救急自動車を経年劣化に伴い更新するため購入する必要がある。この車両の購入に当たり、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

- ◎購入予定車両 高規格救急自動車 1 台
- ◎予定価格 31,399,999 円（税抜き 29,074,074 円）
- ◎入札業者及び入札金額（消費税を含まない金額）
- | | |
|-------------------|------------------|
| 新日本消防設備（株） | 31,000,000 円 |
| 愛知ポンプ工業（株） | 32,200,000 円 |
| (株) カムラ消防化学 大分営業所 | 辞退 |
| 大分トヨタ自動車（株）佐伯店 | 28,880,000 円（落札） |
| (株) 消防防災 | 30,500,000 円 |
| (株) 富士総合防災 | 辞退 |
| (株) コテガワ | 辞退 |
| 九州丸防設備（株） | 辞退 |
| 大分日産自動車（株）佐伯店 | 辞退 |
| (株) 武田商会 | 辞退 |

(有) メディカルエイト	29,450,000 円
◎契約の相手方及び契約金額（消費税を含む金額）	
佐伯市大字上岡 1504 番地 1	
大分トヨタ自動車株式会社 佐伯店	
店長 田村康治	31,190,400 円
	(落札率 99.33%)

議案第 82 号

市道路線の認定について

市道路線を認定することについて、道路法の規定により議会の議決を求めようとするものである。

大手前開発基本計画で定められた道路を新たに市道路線（路線名：大手前新小路線）として認定しようとするものである。

議案第 83 号

平成 27 年度佐伯市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成 27 年度佐伯市水道事業会計未処分利益剰余金を自己資本金、減債積立金、建設改良積立金及び利益積立金としてそれぞれ処分し、その残余を翌年度に繰り越すことについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

平成 27 年度の水道事業会計決算において生じた未処分利益剰余金 278,211,088 円のうち、自己資本金に 100,000,000 円、減債積立金に 40,000,000 円、建設改良積立金に 30,000,000 円、利益積立金に 15,000,000 円処分し、その残余となる 93,211,088 円は翌年度繰越利益剰余金とする。

議案第 84 号

佐伯市税条例等の一部改正について

地方税法の一部改正に伴い、個人及び法人の市民税に係る延滞金の計算期間等について、国税における延滞税の計算期間等の見直しに準じて所要の措置を講ずるとともに、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例の規定を新設するほか、所要の条文の整備をしようとするものである。

議案第 85 号

佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正について

指定管理施設として、海の子児童クラブを新たに設置することに伴い、その名称及び位置を定めようとするものである。

議案第 86 号

佐伯市特別養護老人ホーム条例の一部改正について

佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑の管理を行う指定管理者になる要件について、社会福祉法人以外の法人その他の団体を排除しないようにするための規定の整備をするほか、介護保険法の一部改正に伴う規定の整理をしようとするものである。

議案第 87 号

佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定を新設しようとするものである。

市民税で分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める。

議案第 88 号

佐伯市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について

市立幼稚園の授業料の徴収に関する手続の簡素化を図るため、規定の整備をしようとするものである。

減免申請書の提出を不要とするため、減免規定を廃止し予め減免を反映させた状態で授業料を算定する方法に変更する。また、中途の入退園等の場合の授業料を日割計算とする。

議案第 89 号

佐伯市公民館条例の一部改正について

施設の老朽化に伴い、蒲江地区公民館蒲江分館を廃止しようとするものである。

なお、この議案は、佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例第 2 条の規定により、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない議案である。

議案第 90 号

ひがしなかよしクラブの指定管理者の指定について

ひがしなかよしクラブの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 91 号

星の子児童クラブの指定管理者の指定について

星の子児童クラブの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 92 号

下堅田児童クラブの指定管理者の指定について

下堅田児童クラブの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 93 号

海の子児童クラブの指定管理者の指定について

海の子児童クラブの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 94 号

佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑（介護老人福祉施設）及び佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑（地域密着型介護老人福祉施設）を併せて管理する指定管理者の指定について

佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑（介護老人福祉施設）及び佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑（地域密着型介護老人福祉施設）を併せて管理する指定管理者を指定しようとするものである。
(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 95 号

佐伯市国民健康保険西野浦診療所及び佐伯市国民健康保険名護屋出張診療所を併せて管理する指定管理者の指定について

佐伯市国民健康保険西野浦診療所及び佐伯市国民健康保険名護屋出張診療所を併せて管理する指定管理者を指定しようとするものである。
(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 96 号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

損害賠償事件について和解し、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求めようとするものである。

事 件 名：佐伯市立上堅田小学校敷地内で発生した物損事故に係る損害賠償事件
相 手 方：佐伯市大字長谷 10326 番地 181 上野倫子

事件の概要：平成 28 年 7 月 28 日午後 2 時 45 分頃、佐伯市立上堅田小学校敷地内の駐車場において、夏季休暇期間中のプール開放の保護者監視員として来校した相手方が、その所有する普通自動車を駐車していたところ、佐伯市教育委員会臨時職員が草刈作業中に草刈機で小石をはね、当該普通自動車の後方のリアガラス及びその周辺を損傷させた。

和 解 内 容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠償金額：406,920円（保険適用範囲内）
（車両修理費：300,000円、代車費用：106,920円）

諮問

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者矢野雪江）

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長は法務大臣に対し、当該市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないこととされている。

佐伯市の人権擁護委員のうち伊東幹紘（いとう もとひろ）委員の任期が平成28年9月30日で満了するため、新たに矢野雪江（やの ゆきえ）氏を推薦しようとするものである。

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者塩月和子）

諮問第3号と同様の諮問である。

佐伯市の人権擁護委員のうち塩月和子（しおつき かずこ）委員の任期が平成28年9月30日で満了するため、同委員を再度推薦しようとするものである。

諮問第5号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者加藤宜之）

諮問第3号と同様の諮問である。

佐伯市の人権擁護委員のうち加藤宜之（かとう よしゆき）委員の任期が平成28年9月30日で満了するため、同委員を再度推薦しようとするものである。

諮問第6号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者本田忠文）

諮問第3号と同様の諮問である。

佐伯市の人権擁護委員のうち天野公瑞（あまの こうずい）委員の任期が平成28年12月31日で満了するため、新たに本田忠文（ほんだ ただふみ）氏を推薦しようとするものである。

諮問第7号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者下岡通成）

諮問第3号と同様の諮問である。

佐伯市の人権擁護委員のうち平井正和（ひらい まさかず）委員の任期が平成28年12月31日で満了するため、新たに下岡通成（しもおか みちしげ）氏を推薦しようとする。

するものである。

諮問第 8 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者曾宮清）

諮問第 3 号と同様の諮問である。

佐伯市の人権擁護委員のうち曾根田正弘（そねだ まさひろ）委員の任期が平成 28 年 12 月 31 日で満了するため、新たに曾宮清（そみや きよし）氏を推薦しようとするものである。

専決処分の報告

報告第 20 号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、平成 28 年 7 月 12 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものである。

事 件 名：佐伯市蒲江大字畑野浦 3121 番 1 付近の市道色利尾浦線で発生した車両破損事故に係る損害賠償事件

相 手 方：津久見市大字津久見 6768 番地 田島照久

事件の概要：平成 28 年 4 月 22 日午前 6 時 30 分頃、佐伯市蒲江大字畑野浦 3121 番 1 付近の市道色利尾浦線において、当該市道法面から落石があり、当該市道を走行していた相手方が所有する軽自動車当該落石に乗り上げ、当該軽自動車の前部バンパー、底部及び左後輪タイヤを破損した。

和 解 内 容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠 償 金 額：201,600 円（保険適用範囲内）

（車両修理費：201,600 円）

報告第 21 号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

報告第 20 号と同様の報告である。

平成 28 年 7 月 7 日付けで専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものである。

事 件 名：佐伯市立切畑小学校敷地内で発生した物損事故に係る損害賠償事件

相 手 方：佐伯市弥生大字平井 696 番地 6 原 昌美

事件の概要：平成 28 年 5 月 22 日午前 11 時 30 分頃、佐伯市立切畑小学校敷地内において、相手方が子の日曜参観のために来校し、終了後帰宅するため所有する普通自動車を走行させていた際、排水路のグレーチング不良が原因

で、当該普通自動車の底面部を破損した。
和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
賠償金額：245,000 円（保険適用範囲内）
（車両修理費：245,000 円）

報告事項

第 8 号報告

株式会社まちづくり佐伯の経営状況について

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、「株式会社まちづくり佐伯」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

第 9 号報告

一般財団法人三余館の経営状況について

第 8 号報告と同様に、「一般財団法人三余館」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

第 10 号報告

株式会社道の駅やよいの経営状況について

第 8 号報告と同様に、「株式会社道の駅やよい」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

第 11 号報告

株式会社うめの経営状況について

第 8 号報告と同様に、「株式会社うめ」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

第 12 号報告

株式会社かまえ町総合物産サービスの経営状況について

第 8 号報告と同様に、「株式会社かまえ町総合物産サービス」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

第 13 号報告

有限会社きらりの経営状況について

第 8 号報告と同様に、「有限会社きらり」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

第 14 号報告

公益財団法人さいき農林公社の経営状況について

第 8 号報告と同様に、「公益財団法人さいき農林公社」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

第 15 号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

市長の専決処分事項に関する条例本則第 1 号及び第 2 号の事項（1 件 200 万円以下の交通事故の和解及び損害賠償の額の決定）について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので同条第 2 項の規定により報告するものである。

専決処分日：平成 28 年 7 月 11 日

事故の場所：佐伯市米水津大字浦代浦 1215 番地の佐伯市米水津温水プール駐車場

相手方：佐伯市米水津大字宮野浦 170 番地 1 仲矢作二郎

事故の概要：平成 28 年 5 月 2 日午前 10 時 45 分頃、上記事故の場所で佐伯市臨時職員（体育保健課草刈作業員）が市有自動車で方向転換をしようとして後進していた際、後方確認が不十分であったため、後方で駐車中の相手方が所有する軽自動車に接触し、当該軽自動車の前部バンパーを損傷した。

和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠償金額：72,268 円（保険適用範囲内）

（車両修理費：69,768 円、代車費用：2,500 円）

第 16 号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

第 15 号報告と同様の報告である。

専決処分日：平成 28 年 7 月 21 日

事故の場所：佐伯市立蒲江小学校敷地内

相手方：佐伯市弥生大字井崎 1388 番地 1 後藤実里

事故の概要：平成 28 年 6 月 10 日午前 11 時 15 分頃、上記事故の場所で佐伯市学校給食センター給食調理・配送等業務委託業者の配送員が給食配送を行うため、当該小学校プラットホームに市有給食配送車を停車させようとして後進していた際、後方確認が不十分であったため、当該小学校プラットホーム横に駐車中の相手方が所有する軽自動車に接触し、当該軽自動車の後部バックドアを損傷した。

和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠償金額：131,234 円（保険適用範囲内）

（車両修理費：108,734 円、代車費用：22,500 円）